法　　務

公証人任免

東京法務局所属公証人塩谷進は願により公証人を免ぜられた。

新倉英樹は公証人に任命され、東京法務局所属公証人塩谷進の後任を命ぜられた。（以上三月二十八日）

片岡勝行は公証人に任命され、神戸地方法務局所属元公証人東垣良雄の後任を命ぜられた。（三月三十一日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 13 日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成28年３月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カナデン　代表取締役　宮森　　学　東京都港区新橋４－22－４　国土交通大臣許可（特－27）第5725号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域内における管工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「管工事業に関する営業」とは、注文者から管工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年４月14日から平成28年６月12日までの60日間

4　処分の原因となった事実　株式会社カナデンの元社員は、日本貨物鉄道株式会社の発注に係る東京貨物ターミナル駅構内Ｄ棟及び同駅構内Ｈ・Ｉ棟の照明設備改修工事及び空調設備改修工事等において、同社元社員に対し、平成24年６月13日から平成26年８月８日までの間株式会社カナデンが照明機器類等及び空調機器類を納入できるよう、有利かつ便宜な取り計らいをしたことに対する謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、遊興の接待をし、もって日本貨物鉄道株式会社元社員の職務に関して賄賂を供与したとして、平成27年８月６日に東京地方裁判所から懲役10月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 13 日

近畿地方整備局長　山田　邦博

1　処分をした年月日　平成28年３月30日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　協和道路株式会社　代表取締役　青木　明良　大阪府大阪市鶴見区今津北２－３－26　国土交通大臣許可（特－23、特－27）第531号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事にあって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成28年４月14日から平成28年８月11日までの120日間

4　処分の原因となった事実　協和道路株式会社の元神戸営業所長は、他の者と共謀の上、神戸市が平成25年２月１日及び平成25年３月８日に開札を行った２件の土木工事において、神戸市職員から同工事の最低制限価格の算出根拠となる直接工事費等の教示を受け、他社に伝えることにより他社に同工事を落札させ、もって偽計を用いて公の入札の公正を妨害した行為を行った。

これにより、平成27年８月４日に神戸地方裁判所において刑法第96条の６第１項（公契約関係競売等妨害）により懲役１年２月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年４月 13 日

沖縄総合事務局長　久保田　治

1　処分をした年月日　平成28年３月22日

2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　小渡　雅己　一級建築士　第87971号

3　処分の内容　戒告

4　処分の原因となった事実　一級建築士試験に合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して３年を超えた日以降に建築士事務所に所属した一級建築士であって、建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けたことがなかったことから、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第１項表第一号ロの規定により、建築士事務所に所属した後、遅滞なく同講習を受けなければならないにもかかわらず、遅滞なく同講習を受けず、ＯＤＯ環境計画設計（沖縄県知事登録第159－3301）に属した。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。